

1. 基礎情報

		担当課名	建築課
事業名	生駒市住宅省エネルギー改修補助事業		
事業区分	継続事業	施策体系	5 地域の資源と知恵を活かし、にぎわいと活力のあるまち
会計区分	一般会計		(3) 商業・工業の振興
補助金等	<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> その他) <input checked="" type="checkbox"/> 無	取組No.	② 商工業
実施主体	<input checked="" type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> その他 ()		209
根拠法令等	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 名称		
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度(平成 年度) <input type="checkbox"/> 単年度繰返(平成 年度～継続) <input checked="" type="checkbox"/> 複数年度(平成25年度～平成31年度)		

2. 事業の概要

現状・課題	住宅・建築物の省エネルギー化のため、新築住宅に比べ省エネ化が図られていない既存住宅について、省エネルギー対策を推進する必要がある。			
目的・意図	〔当該事業を実施することによって何をめざすか〕 人と自然が共生するまちづくりを推進するため、環境に配慮し、既存建築物の省エネルギー改修工事を実施した所有者に対し補助金を交付する。 固定資産税の減税制度の上乗せとして補助金を交付することにより、市民の省エネルギー改修を進める動機付けとする。 市内の工務店等に省エネ改修の研修会への参加の呼びかけなどの助言等を行なうことにより、質の高い省エネルギー改修を推進する。			
事業の概要 (全体計画)	事業の対象	(対象数:)		
	総事業費 (平成25年度～平成31年度)	千円		
	平成25年5月から「生駒市住宅省エネルギー改修工事補助金交付要綱」に基づき建築物の所有者に対し、補助金の交付を行なう。 (補助対象建築物)①戸建て住宅 ②3階建て以下の併用住宅、長屋住宅 ③共同住宅 (補助対象工事)窓の断熱改修工事または窓の断熱改修工事と併せて行なう床、天井、壁の断熱改修工事で、対象工事費用が50万円を超えるもの。 (補助金額)工事費用の1/3で上限50万円			
各年度の概要※	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	・補助金交付申請 ・補助金交付決定 補助件数50件 補助限度額50万円 市内の工務店等に住宅省エネルギー技術講習会への参加を啓発する。	・補助金交付申請 ・補助金交付決定 補助件数30件 補助限度額50万円 市内の工務店等に住宅省エネルギー技術講習会への参加を啓発する。	→	→
事業費A (千円)	17,000	10,200	10,200	10,200
※ 国・県支出金				
起債				
その他の特財				
一般財源	17,000	10,200	10,200	10,200
職員従事者数(人・年)B	1	1	1	1
人件費C=B×6,700千円	6,700	6,700	6,700	6,700
概算コスト A+C	23,700	16,900	16,900	16,900

※各年度の概要及び事業費は予算議案が確定する前のものが含まれています。

3. 必要性・有効性・効率性・発信性

(事業実施に当って、具体的にどの程度市民ニーズがあるか、事業実施による効果や成果はどの程度か、事業費や職員従事者数等を踏まえて事業効率を図っているか、事業の先進性や独自性などシティブロモーションに寄与するかなど、また、過去に議会で一般質問や要望があった場合など特筆すべき内容を記入してください。)	
市内の既存住宅の省エネ化を進めることで、既存ストックの質の向上を期待できる。また当該事業を推進していくことにより環境モデル都市にふさわしいまちをめざすことができる。また市内業者に省エネ技術講習会への参加を促すことで、質の高い省エネルギー住宅が実現できる。	

4. その他特記事項

--